



概要書面

— 取次店登録のご案内 —

ご契約の前に十分にお読みください

株式会社プランビー（以下「プランビー」といいます）のビジネスは「特定商取引に関する法律」において「連鎖販売取引」として規定されております。プランビーでは、関連するすべての法令を遵守し、健全なビジネス活動を進めております。

この「概要書面（取次店登録のご案内）」は、会社概要、商材、報酬プラン、各種契約の手続き方法等を正しくご理解いただくためのものです。

登録申し込みの際にはこの書面をよくお読みいただき、紹介取次店より内容の説明をお受けください。ご不明な点等ございましたら、最終ページ記載のお問い合わせ先までお気軽にお問い合わせください。

※ この書面は取次店登録を勧めるにあたり、交付することが義務付けられています。紹介取次店欄に記名されたものを、お手元に大切に保管してください。

※ 本冊子の金額表示は特に断りの無い限り全て税込表示となります。インボイス登録番号を当社に通知していない取次店には消費税相当額を除いた金額（税抜金額）で報酬をお支払いします。

紹介取次店（法人の場合は法人名と代表者名をご記入ください）

取次店名	
------	--

コンプライアンス・プログラム

株式会社プランビーでは、法令遵守のため、ご契約前に必ず重要事項についてご契約者様と契約内容について電話確認をいたします。また、登録後ご不明な点がないかどうか、契約書面がお手元に届いたかどうかをお伺いします。なお、通話内容は録音させていただきますのであらかじめご了承くださいませ。

目 次

第一章 会社概要及び取扱商品

- 1. 会社概要 P.1
- 2. 取扱商品及び料金について P.1
 - 取次店プラン料金一覧表 P.2
 - >> 一括オプションについて P.2
 - >> 販促用デモ機について（在庫の確認と置き換え） P.2
 - >> アップグレードについて P.2
- 3. 販促用デモ機の特典について P.3
- 4. 解約について P.3
- 5. クーリング・オフについて P.4

第二章 取次店ビジネスと報酬

- 1. 取次店資格の維持 P.5
- 2. 報酬取得の必須条件 P.5
- 3. 取次店報酬（特定利益）に関する基本ルールと報酬プラン P.5
- 4. ビジネス活動について P.7

第三章 販促用デモ機レンタル約款 P.8

第四章 プランビー取次店規約 P.9

割賦販売法に基づく抗弁権の接続について P.11

個人情報について P.11

特別登録について P.11

各プラン価格表 P.12

取次店重要事項確認書 P.13

第一章 会社概要及び取扱商品

1 会社概要

社名	株式会社プランビー
所在地	〒940-2039 新潟県長岡市関原南 2-4077-1
連絡先	TEL : 050-1746-7757 FAX : 0258-46-7767 MAIL : info@planbee.co.jp
ウェブサイト	https://planbee.co.jp
代表者	代表取締役 井利元 聖史
業務内容	医療機器類の販売及び賃貸業、風呂用浄水器の販売及び賃貸業、情報サービス業並びに情報提供サービス業、カプセルコーヒーマシン及びカプセルの販売、エネルギー関連事業
取扱商品・サービス	下記の「2 取扱商品及び料金について」に記載
役務の提供方法	会員登録制を採用しており、プランビーから会員の皆様へレンタルサービス及び電力サービスを提供
取次店ビジネス	プランビーの取次店として行うビジネスは、「特定商取引に関する法律」において「連鎖販売取引」として規定されており、同法律並びに関連法令を遵守した、健全なビジネスです。取次店の皆様のご紹介実績と売上への貢献度に応じて、MLFC（マルチレベルフランチャイズチェーン）の報酬プランにより報酬をお支払いしています。 取次店は、販促用デモ機をレンタルし、取次店の管理責任の下でデモ機・展示用、第三者への再レンタルなど取次店活動に使用することができます。また、取次店本人が自己使用することもできます。
インボイス登録番号	T5110001024791

2 取扱商品及び料金について

還元水素水・強酸性水生成器	BeeFine R Zia（ビーファイン アールジア） ●形式：MDN-11 ●厚生労働省管理医療機器認証番号：303AKBZX00027A04 ●生成できる水：5 種類 8 段階
還元水素水・強酸性水生成器	BeeFine R4（ビーファイン アールフォー） ●形式：MDN-9 ●厚生労働省管理医療機器認証番号：303AKBZX00028A02 ●生成できる水：5 種類 8 段階
還元水素水・強酸性水生成器	BeeFine R3（ビーファイン アールスリー） ●形式：MX-99 ●厚生労働省管理医療機器認証番号：219AKBZX00147A04 ●生成できる水：5 種類 8 段階
還元水素水・強酸性水生成器	BeeFine RS（ビーファイン アールエス） ●形式：TYH-303 ●厚生労働省管理医療機器認証番号：223ABBZX00046000 ●生成できる水：5 種類 7 段階
還元水素水・酸性水生成器	Asteion（アスティオン） ●形式：IE-400 ●厚生労働省管理医療機器認証番号：21500BZZ00213A08 ●生成できる水：3 種類 5 段階
風呂用浄水器	BUBEE（バビー） ●形式：ATX-800 ●除去対象物質：遊離残留塩素 ●濾過材：活性炭、セラミックス、不織布、磁石 ●浄水能力：総濾過水量 100 トン（水量・水質により異なる）
取次店システム利用料	主に基幹システム（会員管理、受注・発送処理、報酬計算等）及び取次店向けに提供している各種 WEB サービス（マイプランビー、プランビー取次店専用の SNS、アフィリエイトプログラム等）の利用料
商品の引き渡し	契約内容の電話確認、登録申請書の原本到着（オンライン登録時は除く）、初期費用のお支払いが全て確認できた時点で速やかに商品を発送します。送料はプランビーが負担します。但し、お客様のご事情（長期不在の保管期限切れ等）で商品がプランビーに返却された場合、再発送の送料はお客様負担となります。なお、販促用デモ機の発送先は登録住所に限り（一括オプションでのご契約を除く）。
登録種別	取次店（第四章第 1 条・取次店参照）※途中でカスタマー登録への変更はできません。
特定負担	特定負担とは、取次店登録に必要な初期費用や諸費用、月額料金、スターターキット等の販促品代金等を指します（初期費用と月額料金は、P2 取次店プラン料金一覧表の通り）。 取次店として報酬を受け取るためには、契約の継続及び月額料金を期限内にお支払いいただく必要があります。 販促用デモ機の取り付けをプランビーへ依頼する場合、別途標準取付工賃は 13,200 円です。取り付けに特殊分岐栓が必要な場合は別途部品代（水栓の種類により 2 万円程）、穴あけ等の工事が必要な場合は追加の工事費が必要です。地域や工事内容によってはお受けできない場合があります。 標準付属品で取り付けができない場合や工事が必要な場合は、事前に見積もりをご依頼ください。 ●分岐栓見積もり依頼フォーム（裏表紙 QR コードリスト①） 標準付属品以外の部材（特殊分岐栓等）は、お客様都合による返品はできません。 登録完了時にスターターキット・レンタルサービスお申込セットを 1 部ずつを差し上げますが、追加で必要な分はプランビーストア（裏表紙 QR コードリスト②）にてお求めいただけます。
支払方法	口座振替（契約年月日の翌々月より毎月 20 日。ただし翌月のみコンビニ払込票でのお支払い） クレジットカード（契約年月日の翌月より決済日は毎月 20 日。引落日はカード会社へお問い合わせください） ※初期費用は電話による契約内容確認完了後 10 日以内に銀行振込またはクレジットカードでお支払いください。銀行振込の場合は振込手数料をご負担願います。10 日以内に入金確認がとれない場合は、自動的にキャンセルとなります。 ※クレジットカード決済でお使いいただくカードはご本人様以外のカードはご使用できません。 ※何らかの事情により 20 日に月額料金のお支払いができなかった場合、プランビーの口座にお振り込みください。また、その月の末日までに入金を確認できなかった場合は、880 円の再請求手数料が発生し、取次店報酬等から差し引いて精算、またはお振り込み・クレジットカードにてお支払いいただきます。 ※月額料金の未納がある場合、支払われた月額料金は原則として古い未納分から順に充当します。 ※再請求手数料は、月額料金に合算請求させていただく場合があります。
振込口座	三菱 UFJ 銀行 新潟支店 普通 0901194 カ) プランビー ゆうちょ銀行 ○五九店 当座 0085619 カ) プランビー または 記号 00520-4 番号 85619
契約期間	取次店契約月から起算して 36 ヶ月間を契約期間とし、プランビーまたは取次店からの申し出がない場合は、同一条件で取次店契約が更新されたものとします。

取次店プラン料金一覧表

取次店プラン名	機 器 名	初期費用（取次店登録料）	月額料金 (取次店システム利用料及び販促用デモ機レンタル料)	最低契約期間
エントリープラン	ビーファイン RS	126,500 円	11,000 円 / 月	1 年
ベーシックプラン	ビーファイン R3 バビー	137,500 円		
プレミアムプラン	ビーファイン R4 バビー	165,000 円		
スーパープレミアムプラン	ビーファイン R Zia	214,500 円	19,800 円 / 月	1 年
エントリープラン (一括オプション)	ビーファイン RS	509,300 円 (そのうち取次店登録料は 126,500 円)	36 ヶ月目まで 0 円 / 月 37 ヶ月目以降 11,000 円 / 月	無し
ベーシックプラン (一括オプション)	ビーファイン R3 バビー	520,300 円 (そのうち取次店登録料は 137,500 円)		
プレミアムプラン (一括オプション)	ビーファイン R4 バビー	547,800 円 (そのうち取次店登録料は 165,000 円)		
スーパープレミアムプラン (一括オプション)	ビーファイン R Zia	880,000 円 (そのうち取次店登録料は 214,500 円)	36 ヶ月目まで 0 円 / 月 37 ヶ月目以降 19,800 円 / 月	

>> 一括オプションについて

一括オプションとは、登録された月に取次店登録料と 36 ヶ月分の月額料金を前払いする方法です。

- ・毎月の口座振替時に銀行口座の残高を気にする必要がありません。
- ・36 ヶ月未満の解約の場合、返品・返金はできません。

《一括オプション特典》

- ・買取後でも再度取次店登録してビジネスの権利を同じポジションで復活させることができます。
- ・買取後 2 年間は無料でプランピーケア（裏表紙 QR コードリスト③）が自動付帯されます。
- ・交換プログラムによる新品商品交換から買取可能になるまでの期間が通常の半分に短縮されます。

36 ヶ月以降 (契約月を含む)	所定の手続きにより、特段の新たな費用が発生することなく販促用デモ機の所有権を契約者に移転することができます(以下「買取」といいます)。36 ヶ月目の末日までにお申し出のない場合は、 契約継続になります。 契約継続の場合、再度一括オプションで支払うこともお選び頂けます。また、お申し出によりいつでも買取手続きが可能です。
60 ヶ月以降 (契約月を含む)	契約月から 60 ヶ月経過する毎に販促用デモ機を新品に交換または他契約プランへの変更をすることができます(ただし、お申し出と所定の手続きが必要です。また、交換プログラム利用後は利用月が起算月となります)。 交換可能対象商品や詳細については、お問い合わせください。

※買取を選んだ場合、取次店としてのビジネス権利と繰越分の報酬等は消滅します。また、交換プログラムを受ける権利は消滅します。

>> 販促用デモ機について（在庫の確認と取り置き）

プレミアムプラン・スーパープレミアムプランの販促用デモ機は、新品の機器となります。

エントリープラン、ベーシックプランは、一定レベル以上の機器を厳選し、外装やパーツも洗浄済みです。

ビーファインシリーズは浄水フィルター・給水ホース・吐水ホースを新品に交換済み、バビーは浄水カートリッジを新品に交換済みですが、多少の使用感、傷・汚れ等が気になる方はプレミアムプラン・スーパープレミアムプランでの契約をおすすめします。

エントリープラン、ベーシックプランはお申し込みいただく前にプランピー公式アプリまたは電話で、在庫の確認と取り置きを依頼してください。

在庫の取り置きから 5 営業日以内にお申し込みがない場合は在庫の確保が解除されます。

在庫状況問い合わせ先 050-1746-7757

>> アップグレードについて

カスタマー登録された会員は、所定の手続き（お問い合わせください）と下記手数料を支払うことにより、取次店にアップグレードできます。

カスタマー登録から 36 ヶ月経過以降にアップグレードする場合、アップグレード手数料に加え、返金済みの初期費用と同額の支払いが必要です。

契約機器は変わりません。

カスタマー契約機器	アップグレード手数料	アップグレード後の月額料金	取次店の報酬			
			初回取次手数料			エバンジェリスト手当
ビーファインシリーズ (ビーファイン R Zia 除く) バビー	121,000 円	11,000 円	①	紹介者	11,000 円	22,000 円
			②	①の紹介者	11,000 円	
			③	②の紹介者	22,000 円	
サナス KS-30GS エクセル EX アスティオン	121,000 円	11,000 円	①	紹介者	22,000 円	22,000 円
			②	①の紹介者	11,000 円	
			③	②の紹介者	22,000 円	
ビーファイン R Zia	121,000 円	19,800 円	①	紹介者	11,000 円	22,000 円
			②	①の紹介者	11,000 円	
			③	②の紹介者	22,000 円	

※ビーファイン R Zia アップグレード時、紹介者がスーパープレミアムプランの場合、初回取次手数料の報酬にそれぞれ 11,000 円が加算されます。

※サナス KS-30GS、エクセル EX、アスティオンの一括オプション契約者の場合、紹介者の初回取次手数料の報酬は、支払い済みの 5,500 円が差し引かれます。

プランビーエナジーの電力需要家・ビーブレッソカスタマーが取次店にアップグレードする場合は下記の表の通りになります。

アップグレード後のプラン	アップグレード手数料	アップグレード後の月額料金	取次店の報酬		
			初回取次手数料		エバンジェリスト手当
エントリープラン	137,500 円	11,000 円	①	紹介者	22,000 円
ベーシックプラン	148,500 円		②	①の紹介者	11,000 円
プレミアムプラン	176,000 円	19,800 円	③	②の紹介者	22,000 円
スーパープレミアムプラン	225,500 円				

※スーパープレミアムプランアップグレード時、紹介者がスーパープレミアムプランの場合、初回取次手数料の報酬にそれぞれ11,000 円が加算されます。
※ビーブレッソカスタマーが取次店にアップグレードする場合、コーヒーマシン購入時より 60 個以上のコーヒークプセルの継続購入が条件となります。

3 販促用デモ機の特典について ※月額料金に未納がある場合、全ての特典を受ける事ができませんのでご了承ください。

>> 電解水生成器の特典について ■浄水フィルター
毎年契約月に浄水フィルターを登録住所に自動でお届けします。
※器械に表示される交換サインはあくまで目安です。塩素の臭いや味の変化を感じる場合は交換することをおすすめします。

>> バビーの特典について ■浄水カートリッジ
浄水カートリッジは毎年 1 個、契約月に自動でお届けします。
※原水や使用状況によっては 1 年未満で水量が減少したり、カートリッジの汚れがひどくなる場合があります。様子をみてカートリッジを交換してください。

自動発送以外のフィルター・カートリッジ等の注文は 電話 または プランビーストア（裏表紙QR コードリスト②）

>> 販促用デモ機の共通の特典について
故 障 修 理： 販促用デモ機が故障した場合は無料で修理します。修理不可能な場合は同等品に交換します。
ただし、使用者の故意または過失による故障は除きます。
買 取 に つ い て： 36 ヶ月経過後はいつでも所定の手続きにより、特段の新たな費用が発生することなく販促用デモ機の所有権を契約者に移転することができます。所定の買取申請がない限り、自動的に契約継続となります。買取申請後は取次店権利と繰越分の報酬は消滅します。また、取次店特典は受けられなくなります。買取後はいつでも再契約できますが、最深のポジションになります。
新 品 交 換： 60 ヶ月間、契約を継続していただいた方は、ご希望によりその時点の最新機種へ新品交換できる「交換プログラム」をご用意しています。（この際にプラン変更・機種変更も可能です）最新機種を使い続けることができる画期的なシステムです。交換可能対象商品や詳細については、交換時期にお送りする「交換プログラム申請書」をお読みいただくか、プランビーまでお問い合わせください。
月額料金のお支払いが累積で 5 回以上遅延した場合、交換プログラムの特典を受ける権利がなくなります。
※遅延とは、支払うべき月の月末（支払日の属する月の金融機関最終営業日）までに入金確認がとれなかった場合をいいます。

4 解約について

1. 申し込みの撤回（クーリング・オフ）による契約解除
 - 1) 法定のクーリング・オフ期間内であればいかなる場合でも申し込みの撤回をプランビーに申し出ることができます（クーリング・オフの具体的な手続きは本概要書面【第一章の 5 クーリング・オフについて】を参照ください）。クーリング・オフ期間を経過後に契約解除を希望される場合、本契約による所定の退会手続きまたは、法定の手続きによる解約が必要です。
 - 2) クーリング・オフによる申し込みの撤回をなされた取次店は、当初に遡って取次店でなかったこととなり、プランビーとの間に取次店としての法律関係は当初より生じなかったこととなります。
 - 3) 返品された販促用デモ機について支払われた代金または取次店登録費用の返金手続きは、プランビーが販促用デモ機返品とクーリング・オフ書面（電子メール等の電磁的記録を含む）を受領してから速やかに手続きを完了するものとします。ただし、振込手数料等については返金対象外とします。
 - 4) 返品により既に発生していた取次店報酬は無効となり、ご本人とご本人以外に発生した取次店報酬については報酬取得者より調整及び返金請求させていただきます。なお、これに伴う取次店報酬の変動は、全ての取次店の取次店報酬に反映します。
 - 5) 前項による計算で算出された金額がプラスになった場合、登録口座への振込で返金します。金額がマイナスになった場合には、取次店はそのマイナスとなった金額をプランビーに返済する義務を負います。
2. 販促用デモ機を受領を行わない場合の契約解除
何らかの事由により販促用デモ機を受領せず、配送会社での保管期限が切れて返還された場合、再出荷は着払いとし、送料は負担していただきます。また、返還された日から 5 営業日以内に連絡なく再出荷の依頼がなければ自動的に契約解除がなされます。
3. 解約を伴わない販促用デモ機の返品交換
 - 1) お届けした販促用デモ機が不良品であった場合には、電話連絡で状態をお伺い後、速やかに代替の販促用デモ機を出荷します。その際に着払い伝票を同梱しますので不良品のご返送をお願いします。代替販促用デモ機の送料はプランビーが負担します。
 - 2) 返品に適正な理由がないと判断された場合には再度、返品いただいた販促用デモ機をそのまま出荷することになります。この場合の送料は取次店の負担とし、着払いにて手続きさせて頂きます。また、販促用デモ機の引き渡しを受けてから 48 時間以内に販促用デモ機の性能の欠陥につき電話あるいは書面による通知をしなかった場合は、販促用デモ機は通常の性能を備えた状態で引き渡されたものとします。
4. 解約・中途退会について（クーリング・オフ期間後の契約解除）
 - 1) 取次店は所定の解約届の提出及び販促用デモ機の返却をすることによりいつでも解約して退会することができます。
20 日間のクーリング・オフ、次項の条件及び特定商取引法等に基づく契約の解除を除いては、プランビーから販促用デモ機代金等の返還はできません。また、定められた最低契約期間に満たずに退会する場合、解約手数料として 10,450 円をお支払いいただきます。
ただし、以下の条件を全て満たす場合に限り、既に受け取っている報酬全額並びに既払い額の 10% の解約手数料を差し引いて返金し、その後の支払い義務はありません。
 - ①取次店登録後 1 年以内である。
 - ②販促用デモ機の引渡しを受けてから 90 日以内である。
 - ③販促用デモ機が未使用・未開封であり破損・または汚染していないこと。また、自らの責任で販促用デモ機を滅失または毀損しておらず、返品可能な状態であること。
 - ④取次店ご自身が契約した商品であり、かつご自身の意思で返品する場合であること。
 - ⑤無店舗、個人登録であること。（法人登録は対象外）

- 2) 取次店は所定の解約届をプランビーまで電話にて請求していただき、同書面に必要事項をご記入後、FAX または郵送でお送りください。解約届がプランビーに到着した日が解約受付日となり、解約受付日が属する月が最終利用月となります。最終利用月の末日までに販促用デモ機のご返却をお願いします。この場合の送料は取次店の負担になります。返却日が最終利用月を過ぎた場合、返却までの月額料金をお支払いいただきます（日割り計算はいたしません）。
 - 3) 契約期間に対して月額料金が過剰に支払われた場合、プランビーが販促用デモ機返品と解約届を受領してから速やかに返金の手続きを完了するものとします。
 - 4) 返品により既に発生していた取次店報酬は無効となり、ご本人とご本人以外に発生した取次店報酬については報酬取得者へ調整及び返金請求させていただきます。なお、これに伴う取次店報酬の変動は、全ての取次店の取次店報酬に反映します。
 - 5) 前項による計算で算出された金額がプラスになった場合、登録口座への振込で返金します。金額がマイナスになった場合には、取次店はそのマイナスとなった金額をプランビーに返済する義務を負います。
 - 6) 一度解約（買取による解約を除く）された方およびその第二親等までのご家族名義による取次店登録・カスタマー登録は恒久的にできません。ただし、新たに一括オプションによる登録については申請ができます。なお、審査の結果、ご登録を見送る場合があります。紹介者が変わる場合は、解約または買取後 6 か月間申請できません。また、買取後の再登録を含め、いずれの場合も最深ポジションでの登録となります。
5. 除名による登録の解除（契約解除）
- 1) 取次店登録後であっても、下記のいずれかに該当した場合は、プランビーは当然に取次店を除名して当該取次店とプランビーとの契約関係を契約解除通知の発送をもって一方的に終了させることができます。契約解除通知到着から一週間以内に販促用デモ機の返却をする義務があり、返却がされない場合、販促用デモ機代金相当額を請求します。
 - ① 取次店登録申請に虚偽の記載が発覚した場合。
 - ② 【第四章プランビー取次店規約第 9 条】記載の禁止事項いずれかに該当した場合。
 - ③ 取次店が「特定商取引法」「薬機法」その他関連法規に違反する行為、または犯罪等社会秩序に反する行為を行った場合。
 - ④ プランビー及び他の取次店の信用、名誉を著しく毀損する行為をおこなった場合。
 - ⑤ 月額料金の支払い停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき、不渡り処分を受けたとき、第三者より差押え、仮差押さえ、仮処分、その他強制執行もしくは競売の申立て、公租公課の滞納処分等を受けたとき、破産、会社法上の精算手続きの開始、民事再生手続き、会社更生手続き開始の申立て等の事実が生じたとき、解散の決議をしたとき、その他、財産状態が著しく悪化し健全なビジネス継続が困難になった場合。
 - ⑥ 原則として月額料金の遅滞が 6 ヶ月分に達したときは理由の如何に関わらず直ちに契約を解除するものとします。
 - ⑦ 当該取次店が死亡した場合。ただし本人死亡後 30 日以内に本人の親族から申し出があった場合、プランビーの所定の手続きにより法定相続人に限り名義の変更を認めます。
 - 2) 取次店登録申請時、また登録後も【第四章プランビー取次店規約第 4 条. 登録できない方】各項のいずれにも該当しないことを表明し、確約するものとします。
 - 3) 除名による登録の解除の効力は、前項各号の事実が発生した日付に当然に生じるものとし、その通知は除名された取次店の登録住所に発送するをもって足り、必ずしも除名された取次店に到達することを必要としません。
 - 4) 取次店は任意に退会したのと同様に除名による登録の解除（契約解除）以降に支払日の到来する取次店報酬を受給する一切の権利を失い、取次店報酬返還義務があれば、登録の解除（契約解除）の有無に関わらずこれをプランビーに返還すべき義務を負います。
6. 返品やキャンセルに伴う取次店報酬や各種手数料等の取り扱い
- すでに取次店報酬が支払われた契約において返品やキャンセル等が発生した際は、以降の支払分より当該支払分を差し引きます。また、取次店報酬が発生しない場合は、後日請求させていただきます。

5 クーリング・オフについて

- ・契約書面を受領した日から起算して 20 日を経過するまでは、書面または電磁的記録（電子メール等）により、無条件で契約の解除を行うこと（以下「クーリング・オフ」という。）ができ、その効果は書面を発信したとき（郵便消印日付など）または電磁的記録で発信したとき（電子メール等）から発生します。この場合、
 - ① 損害賠償及び違約金の支払いを請求されることはありません。
 - ② 販促用デモ機の返品に要する費用はプランビーの負担になります。
 - ③ 既に支払済みの代金の支払いについては、速やかに返還を受けることができます。
- ・不実の告知により誤認し、あるいは、威迫により困惑しクーリング・オフの行使を妨げられ、クーリング・オフができなかった場合、プランビーからクーリング・オフ妨害を解消する為の書面が交付され、その内容について説明を受けた日から 20 日を経過するまでは、書面または電磁的記録（電子メール等）によりクーリング・オフすることができます。
- ・無店舗、個人登録のみが対象となり、法人登録はクーリング・オフ対象外です。

〈書式見本〉

右記見本のように、ハガキまたは書簡に必要事項をご記入の上、郵送してください。
（簡易書留扱いが確実です。）
電磁的記録の場合は、見本の宛先の電子メールアドレスにお送りいただくのが確実です。また、販促用デモ機は付属品も含めて着払いにてプランビーまでお送りください。

書簡・ハガキ の場合



940-2039
新潟県長岡市関原南
株式会社プランビー 行

申込日 年 月 日
取次店名（ご紹介者）
本人住所・氏名・電話番号
商品名・プラン名
右記の申し込みを撤回し
契約解除いたします。

電子メールの場合

宛先: info@planbee.co.jp
件名: クーリング・オフ
(本文)
申込日 年 月 日
取次店名（ご紹介者）
本人住所・氏名・電話番号
商品名・プラン名
上記の申し込みを撤回し契約解除いたします。

クーリング・オフやご解約についてのご相談は下記までお願いします。

消費者相談窓口 ☎ 050-1746-7757 (平日 10 ~ 17 時) ✉ info@planbee.co.jp

第二章 取次店ビジネスと報酬

1 取次店資格の維持

以下の全ての事項を満たす事が取次店資格の維持条件です。

- 1) プランビーの取次店として登録していること。
- 2) プランビーの企業理念を理解し、自己の利益だけでなく、全ての人々の QOL 向上を使命として活動すること。
- 3) プランビーの取次店規約、特定商取引法、薬機法等を遵守した活動をしていること。
- 4) 月額料金のお支払いが滞りなく、支払日の属する月の金融機関最終営業日までにプランビーの口座に着金していること。
- 5) 【取次店規約第 5 条 . 取次店資格の取り消しと喪失】 各項のいずれにも該当しないこと。

2 報酬取得の必須条件

以下の全ての事項を満たす事が報酬取得の必須条件です。

- 1) 取次店資格の維持ができていないこと。
- 2) その月にそのポジションで PRV が 10,000 ポイント以上あること。

※何らかの事情により 20 日に月額料金のお支払いができなかった場合、プランビーの口座にお振り込みください。また、その月の末日までに入金を確認できなかった場合は 880 円の再請求手数料が発生し、取次店報酬等から差し引いて精算、またはお振り込み・クレジットカードにてお支払いいただきます。
※月額料金の未納がある場合、支払われた月額料金は原則として古い未納分から順に充当します。

3 取次店報酬（特定利益）に関する基本ルールと報酬プラン

- 1) 月額料金や機器・商品代金等には金額に応じて PRV（パーソナルレンタルボリューム）と呼ばれるポイントが付与され、PRV をベースに報酬が集計されます。
- 2) 適格請求書発行事業者登録番号（所謂インボイス登録番号）を当社に通知した取次店には、報酬を税込金額でお支払いします。それ以外の取次店には、消費税相当額を除いた金額（税抜金額）で報酬をお支払いします。
日次報酬はインボイス登録番号の通知日の翌営業日以降に発生した報酬から、月次報酬は通知日を含む月の集計分から、上記の取扱いを適用します。

重要！ >> PRV について

パーソナルレンタルボリュームの略で、月額料金、浄水フィルターやコーヒークラップセルの商品代金等に設定されているポイントのことです。報酬はこの PRV を基に集計されます。ただし、支払うべき月の月末（支払日の属する月の金融機関最終営業日）までに入金確認が取れなかった月額料金に PRV は付与されず、報酬の集計時に売上計上されません。また、BC の PRV は合算されません。

プラン名		品目名	単価 (円)	PRV (P)
取次店	エントリープラン	初期費用 (取次店登録料)	126,500 円	10,000
		月額料金 (取次店システム利用料及び販促用デモ機レンタル料)	11,000 円	10,000
	ベーシックプラン	初期費用 (取次店登録料)	137,500 円	10,000
		月額料金 (取次店システム利用料及び販促用デモ機レンタル料)	11,000 円	10,000
	プレミアムプラン	初期費用 (取次店登録料)	165,000 円	10,000
		月額料金 (取次店システム利用料及び販促用デモ機レンタル料)	11,000 円	10,000
	スーパープレミアムプラン	初期費用 (取次店登録料)	214,500 円	20,000
		月額料金 (取次店システム利用料及び販促用デモ機レンタル料)	19,800 円	20,000
	エントリープラン (一括オプション)	初期費用 (取次店登録料)	509,300 円	10,000
		月額料金 (取次店システム利用料及び販促用デモ機レンタル料)	36 ヶ月目まで 0 円 37 ヶ月目以降 11,000 円	10,000
	ベーシックプラン (一括オプション)	初期費用 (取次店登録料)	520,300 円	10,000
		月額料金 (取次店システム利用料及び販促用デモ機レンタル料)	36 ヶ月目まで 0 円 37 ヶ月目以降 11,000 円	10,000
	プレミアムプラン (一括オプション)	初期費用 (取次店登録料)	547,800 円	10,000
		月額料金 (取次店システム利用料及び販促用デモ機レンタル料)	36 ヶ月目まで 0 円 37 ヶ月目以降 11,000 円	10,000
	スーパープレミアムプラン (一括オプション)	初期費用 (取次店登録料)	880,000 円	20,000
		月額料金 (取次店システム利用料及び販促用デモ機レンタル料)	36 ヶ月目まで 0 円 37 ヶ月目以降 19,800 円	20,000
カスタマー	エントリー・ベーシック・プレミアム各プラン	初期費用	各価格については P12 参照	10,000
		月額料金		10,000
	スーパープレミアムプラン	初期費用	104,500 円	20,000
		月額料金	19,800 円	20,000
	スーパープレミアムプラン (一括オプション)	初期費用	676,500 円	20,000
		月額料金	36 ヶ月目まで 0 円 37 ヶ月目以降 19,800 円	20,000
	アスティオン	初期費用	13,156 円	5,000
		月額料金 (登録翌々月～) ※ PRV は翌月から 5,000P 発生	6,578 円	5,000
ビーブレッソ商品			単価 (円)	PRV(P)
コーヒーマシン		ビーブレッソピアザ	52,250 円	10,000
カプセル 10 個		スポット注文	950 円	400
カプセル 60 個		スポット注文	5,702 円	2,500
カプセル 100 個		スポット注文	9,504 円	5,000
カプセル 200 個		スポット注文	19,008 円	10,000
カプセル 10 個		おトク定期便	777 円	400
カプセル 60 個		おトク定期便	4,665 円	2,500
カプセル 100 個		おトク定期便	7,560 円	5,000
カプセル 200 個		おトク定期便	14,688 円	10,000
プランビーエナジーの各電力プラン			単価 (円)	PRV (P)
従量電灯・低圧電力		契約電力 1kW につき	—	10

※プランビーエナジーの詳細は、別冊プランビーエナジー約款をご確認ください。

その他の機器商品・サービス及び最新の PRV リストはウェブサイト (裏表紙 QR コードリスト④) をご覧ください。上の表と差異がある場合はウェブサイトのリストを優先します。

重要！ >> 配置について

プランビーの報酬プランでは、紹介者組織図(以下、組織図という)と直上者配置図(以下、配置図という)の2つの仮想的なマップを基に報酬が計算されます。取次店が直接紹介した人を配置図において直下に配置できるのは2人までで、3人目以降は配置ルールに基づいたポジションに配置されます。1人目の直紹介(L1)は大きい側の最深部に自動配置され、2人目以降は小さい側の最深部に自動配置または紹介者指定の任意のポジションに配置されます。ここでの大きい側・小さい側とは、退会者とクーリング・オフを除いたポジション数を左右で比較したものととなります。

重要！ >> GRV について

グループレンタルボリュームの略で、あなたの傘下のPRVを総て合計したものです。GRVには自分自身のPRVは含まれませんが、BCのPRVは自分自身のGRVに計上されます。ただし、支払うべき月の月末(支払日の属する月の金融機関最終営業日)までに入金確認が取れなかった月額料金・商品代金にはPRVが付与されず、GRVに計上されません。

※スーパープレミアムプラン=SPプラン

① 初回取次手数料			契約者自身がSPプランの場合			契約者自身がSPプラン以外の場合		
取次店	契約種別	報酬	1次(L1)	2次(L2)	3次(L3)	1次(L1)	2次(L2)	3次(L3)
取次店	① SPプラン	日次	33,000円	22,000円	33,000円	22,000円	11,000円	22,000円
	② SP以外のプラン		22,000円	11,000円	22,000円			
カスタマー	③ SPプラン	日次	22,000円	—	—	11,000円	—	—
	④ SP以外のプラン		11,000円	—	—	11,000円	—	—
	⑤ アスティオン一括		5,500円	—	—	5,500円	—	—
	⑥ ピアザ	日次	16,500円	—	—	16,500円	—	—
	⑦ アヴァンツアート	月次	2,200円	—	—	2,200円	—	—

1次(L1)から3次(L3)までの新規取次店契約につき11,000円～33,000円を日次で集計し、日払いで支給します。

1次(L1)のカスタマー契約につき5,500円～16,500円を日次で集計し、日払いで支給します(アヴァンツアートの2,200円は月次集計)。※段数の圧縮(所謂コンプレッション)は行いません。

- ② エバンジェリスト手当 認定エバンジェリストには、個別プレゼンテーションや説明会等で説明した新規(系列は問いません)が取次店契約に至った場合、エバンジェリスト手当として22,000円を支給します。契約時にエバンジェリストの申告が無い場合はエバンジェリスト手当は支給しません。
- ③ 継続取次手数料 直接取り次いだ方(L1)のPRVの10%を支給します。
- ④ 基本手数料 下記の条件どちらかを満たすことで、配置図上で小さい側のGRVの3～12%を支給します。
 条件① 当月アクティブのL1数 1人→3%、2～3人→6%、4人以上→12%
 条件② L1のPRV合計 10,000～19,999ポイント→3%、20,000～39,999ポイント→6%、40,000ポイント以上→12%
 ※アクティブの条件はPRVが5,000ポイント以上必要です。
 ※支払うべき月の月末までに入金を確認できなければPRVはつかず、アクティブとしてカウントされません。
 ※1つのポジションの基本手数料の上限は月に480万円までです。
- ⑤ 取次店育成金 EX以上のタイトルを達成した上で、下記の条件どちらかを満たすことで、直接伝えた1次店(L1)と2次店(L2)の取次店が受け取る基本手数料の50%を支給します。
 条件① アクティブなL1が4人以上
 条件② L1のPRV総合計が4万ポイント以上
- ⑥ 階級手当 組織図において、段数に関わらず直紹介系列のうち、当月にEXの条件を満たす取次店が存在する系列を「EXライン」と呼び、このEXラインの系列数と配置図において小さい側のGRVの大きさによって決まったタイトルの掛け率を大きい側GRVに適用して支給します。なお、この報酬にのみ支払率が適用されます。
 ※当月にEXの条件を満たしているEXのみをカウントします。
 ※原則としてタイトル降格はありませんが、ボーナス率の有効期限は当月限りです。ルビーEX以上のタイトル昇格はプランビー社員が面接した上で昇格の可否を判定します。リーダーとして相応しくないと判断した場合は昇格できません。
 ※支払率…自分のグループメンバー全ての月額料金の支払い状況によって算出します。

$$\text{支払率} = \frac{\text{期日までに月額料金を納めているメンバー数}}{\text{あなたを頂点としたグループメンバー総数 (スピルオーバーで配置されたメンバーを除く)}}$$

※ビーブレッソ・電力需要家・プランビーケアは上記の計算から除外されます。

※スピルオーバーとは、上位取次店が獲得した契約をあなたの組織下に配置することです。

タイトル	タイトル昇格・維持条件(同月に全て達成する必要あり)		大きい側のGRVに対する掛け率
	EXライン数	小さい側のボリューム (GRV)	
エグゼクティブ (EX)	なし	10万P	0.25%
ゴールド EX	1本以上	20万P	0.5%
プラチナ EX	2本以上	40万P	1.0%
ルビー EX	3本以上	80万P	1.5%
エメラルド EX	4本以上	160万P	2.0%
ダイヤモンド EX	5本以上	320万P	3.0%
ブルーダイヤモンド EX	6本以上	640万P	4.0%
センチュリオンブルーダイヤモンド EX	7本以上	1,280万P	5.0%

還元率が60%を越えた場合にキャップ調整が適用されます。キャップ調整が適用されるか否かは、月によって異なります。なお、初回取次手数料及び継続取次手数料には適用されません。計算方法は右記の通りです。

$$\text{キャップ調整率} = \frac{\text{月次報酬集計時の会社全体の総売上 (PRV) \times 60\%}}{\text{月次報酬集計時の計算上の報酬総計}}$$

- 3) 日次報酬は3～7営業日後、月次報酬は月末締め翌月10日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に指定口座へ振り込まれます。
- 4) 月次報酬の振込時に事務手数料として660円差し引かれます。
- 5) 月次報酬の振込金額(総支給金額から事務手数料として660円を控除した額)が5,000円に達するまでは翌月以降に繰り越します。繰越金は買取や退会により取次店資格を喪失した時点で消滅します。
- 6) 報酬の振込手数料はプランビーが負担します。報酬振込口座情報に変更があった場合、「登録内容変更届」を速やかに届出ください。登録口座の申告ミスまたは更新の届出がされず、振込できなかった場合、組戻し手数料及び再振込手数料を差し引いて再振込します。
●登録内容変更フォーム(裏表紙QRコードリスト⑤)
- 7) 月額報酬12万円以上(日締め含む)の個人事業主である取次店は、税法による源泉税を差し引いて振り込みます。なお、プランビーでは税込で判断します。
- 8) 報酬プラン及び取次店規約の変更は、プランビーのウェブサイト(プランビーアップデート)及び電子メールを通じて、変更内容と時期を事前に告知し、取次店が異議を述べずに次の取引を行ったら承認したとみなします。

重要! >> BCについて

ベースセンターの略で、プランビーが認めた場合にあなた以下の組織にあなた自身の分身を登録することができます。この分身のことをBCとよび、1人の別人格として他のポジションと同じように扱われます。最初に登録したポジションは基本IDといい、枝番号は001番となり、以降BCとして002～999番まで、最大で999カ所のポジションを登録する事ができます。BCでの取次活動(スポンサー)は、そのBCの枝番号より小さな枝番号のBC(もしくは基本ID)で10名以上の直紹介(自分自身のBCは2カ所までカウントできます。但しビーブレッソカスタマー・電力需要家を除く)が出るまではできません。もっとも若い枝番号が取次店登録でない限り、カスタマーのBCをアップグレードすることはできません。ただし、もっとも若い枝番号がアップグレード不可の契約の場合は、配置図において枝番号001の傘下で別ID登録となります。BCでの月額料金振替口座、報酬振込口座は基本IDのポジションに統一され、基本IDとBCで別々の口座を登録することはできません。基本IDのポジションが買取や解約などにより取次店資格を喪失した場合、全てのBCで報酬は発生しません。

4 ビジネス活動について

取次店がプランビーのビジネス活動を行うにあたっては、本項以下の事項(重要項目)を必ず遵守してください。遵守しない場合、除名等の厳しい処分となり、さらに、プランビーが被った損害(上位者への取次店報酬等を含みます)を賠償請求させていただく場合があります。また、取次店がビジネス活動を行うにあたって以下の事項を遵守しないと「特定商取引に関する法律」「薬機法」等によって処罰されることがあります。厳重に注意してください。

1) 勧誘時の義務 *三大告知義務*

勧誘を行う際は

- ①本名、プランビーの取次店であること
- ②取扱販促用デモ機と役務の種類(【第一章 2. 取扱商品及び料金について】を参照)
- ③特定負担を伴う取引の勧誘であること
をはっきりと告げてください。

- ①相手方に勧誘する場合、レンタル契約の勧誘または会員登録の勧誘を目的としていることを説明して、相手方の了承を得てから勧誘しなければなりません。また、勧誘目的を隠して事務所、ホテルの部屋、会議室、カラオケボックス等の不特定多数の一般人が自由に出入りしない場所に誘い込んで勧誘してはなりません。
- ②取次店が勧誘を行う場合は、相手方にプランビーのビジネスが「特定商取引に関する法律において規定されている連鎖販売取引に該当する取引」であることを十分に説明しなければなりません。
- ③還元水素水について、取次店が伝えられる効果効能は、「胃腸症状の改善」のみです。その他の効果効能をうたうことは、薬機法等に触れるため発言してはいけません(文章も含む)。
- ④相手方に取次店の登録を勧誘する場合、特定利益(報酬)については契約内容に基づいて明確に説明しなければなりません。安易に収入が得られる等の表現、または利益が生じることが確実であると誤解される断定的な判断を提供して勧誘してはなりません。また、カスタマー登録による会員登録及び販促用デモ機の継続レンタルにより取次店へ付与される報酬の算定の基礎となることを十分に説明しなければなりません。
- ⑤勧誘の際、相手方に以下の特定負担について明確に説明しなければなりません。
取次店登録にかかる費用(特定負担)は、【第一章 2. 取扱商品及び料金について】内の特定負担の項目をご確認ください。
- ⑥勧誘の際は、相手方にクーリング・オフについての内容を明確に説明しなければなりません。
- ⑦勧誘の際は、相手方の登録意思の有無、ビジネス活動への参加の意思の有無に関わらず特定商取引に関する法律：第37条第1項に定められた最新の概要書面を紹介者が必ず申込者本人に交付して相手方にその内容を説明しなければなりません。
- ⑧勧誘の際は、相手方に最新の概要書面及び重要事項について充分説明してください。申込書は、相手方になる申込者本人の同意をもとに申込者本人が署名・捺印をしなければなりません。また、申込者に虚偽の記入を促したり、紹介者が申込者本人以外の者に記入させたり、または紹介者が申込者本人に無断で作成してはなりません。契約後に不正が発覚し不利益が生じた場合、損害賠償を請求させていただく場合がございます。
- ⑨申込者本人が登録申請書に記入後、特定商取引法第37条2項により紹介者は契約の内容を十分に確認の上、登録申請書3枚目の「契約者本人控」を相手方である申込者にすみやかに渡さなければなりません。なお、紹介者は2枚目の「紹介取次店控」を保管してください。
- ⑩契約前にプランビーから申込者への契約内容の確認電話は、必ずご本人様とさせていただきます。配偶者含めご家族等代理は受け付けられません。もし、耳が不自由等の理由がある場合この限りではありませんのでご連絡ください。また、通話内容は録音させていただきますので、ご了承の上、その旨お伝え願います。

2) 勧誘時の禁止事項

取次店は勧誘の際に以下のことを決して行ってはなりません。

- ①プランビーが扱う販促用デモ機の機能、効果が医薬品と誤解を与える言動。
- ②【第四章プランビー取次店規約第4条.登録できない方】の各項目いずれかに該当する方をビジネスに勧誘すること。
- ③勧誘時に勧誘目的を告げずに公衆の出入りしない場所(事務所、自宅、会場等)を使用して勧誘を行うこと、事前に勧誘目的を告げずにセミナー等の催事に参加を強要すること、クーリング・オフについての説明を怠ること。また、法に基づいてクーリング・オフを行おうとする方に、それを妨げるような言動(不実の告知または威迫行為等)を行い、誤認または困惑させること。
- ④夜9時以降の深夜及び朝8時以前の早朝等の非常識な時間帯に相手から明示の要求なしにビジネス活動をすること、並びに威迫または脅迫的言辞を用いること。
- ⑤契約の締結について勧誘する際、または契約の解除を妨げるため、相手の判断に影響をおよぼす重要事項について故意に事実を告げず、または不実の告知を告げること、及びそれをそそのかすこと。
- ⑥契約の締結について勧誘する際、または契約の解除を妨げるため、相手または関係者を威迫して困惑させること、及びそれをそそのかすこと。または契約及び紹介活動について強要すること。
- ⑦会員登録の申込書は、本人が契約内容に同意の上、本人が直筆で署名しなければなりません。本人に無断で署名することはもちろん、本人の同意を得たとしても、代筆することは禁じられています。
- ⑧その他法令(都道府県や市町村が定める「条例」を含みます)・本規約及び約款の違反・その他公序良俗に反する行為。

第三章 販促用デモ機レンタル約款

第 1 条 (総則)

- 1) 取次店 (以下甲といいます) は株式会社ブランビー (以下乙といいます) に対し、販促用デモ機レンタル約款 (以下約款といいます) 及び「重要事項確認書」に記載の重要事項を承諾する旨の文書または電磁的記録 (以下取次店登録申請といいます) を発行し、別段の定めのない限り、レンタル契約の個々について、当該約款を適用します。
- 2) 甲は氏名 (社名)、住所、その他の取次店登録申請時の記載項目事項について、変更が生じた場合、所定の変更届を乙に提出します。
- 3) 甲または乙は、相手方に対し文書にて、当該約款の継続を中止できます。
- 4) 別段の通知がない場合、この約款の効力は失わないものとします。
- 5) 本契約の申込に際しては、約款のすべての内容を確認してください。乙は、本契約の申込があった場合には、約款に同意したものとみなします。約款は民法 5 4 8 条の 2 が定める定型約款に該当し、甲は本契約上において、約款の契約内容とする旨を同意したときに、約款の個別の条項についても同意したものとみなされます。

第 2 条 (物件)

乙は甲に対し、乙が甲に発行する登録完了通知書に記載する販促用デモ機レンタル物件 (以下物件といいます) を賃貸し、甲はこれを賃借します。

第 3 条 (契約期間)

- 1) 登録完了通知書記載のご登録日が属する月を登録月とし、登録日から起算して 36 ヶ月後の日が属する月の月末までを契約期間とします。甲は登録日から契約期間経過後に買取か契約継続を選ぶことができ、買取申請が無い場合は自動継続 (36 ヶ月更新) となります。登録月から 60 ヶ月経過する毎に物件を新品に交換 (乙の定める他製品への変更も可) することができます。ただし、お申し出と所定の手続きが必要です。また、交換プログラム利用後は利用月が起算月となります。60 ヶ月経過時の新品交換以外で物件の変更はできません。
- 2) 最低契約期間を 1 年とし、登録月から起算して最低契約期間に達する以前に契約を解除した場合、甲は 10,450 円を解約手数料として支払うものとします。
- 3) 甲の意志による解約は所定の解約届を乙に提出した上で、物件の返却が必要です。返却時の送料は甲負担とします。解約方法の詳細は、概要書面【第一章の 4 解約について (P3・4)】に準じます。
- 4) 一度解約 (買取による解約を除く) された方およびその第二親等までのご家族名義で再登録は恒久的にできません (一括オプションによる登録を除く)。

第 4 条 (料金)

- 1) 甲は、月額料金、諸経費、その他代金等の料金を乙に対して支払います。(料金は、別紙「プラン別価格表」に記載のとおり)
- 2) 月額料金は毎月 20 日までに翌月分を口座振替またはクレジットカードで支払います。契約した月の月額料金は無料とし、契約翌月から支払期日は 20 日とします。
- 3) 前 2 項に関わらず、乙が事前に承諾した場合には、別に定める支払い条件に従うことができます。
- 4) 月額料金の未納がある場合、支払われた月額料金は原則として古い未納分から順に充当します。
- 5) 甲が当月末日までに月額料金を支払わなかった場合、甲は乙に対し 880 円の再請求手数料を取次店報酬等から差し引いて精算、または振込・クレジットカード決済にて支払うものとします。
- 6) 甲に前月までに月額料金の未納がある場合、乙は未納分と当月分に再請求手数料を合算して口座振替またはクレジットカードにて決済する場合があります。

第 5 条 (物件の引渡し)

- 1) 契約内容の電話確認、取次店登録申請書の原本到着 (オンライン登録時は除く)、初期費用のお支払い全てそろった時点で速やかに物件を発送し、送料は乙が負担します。但し、甲の事情 (長期不在の保管期限切れ等) で物件が乙に返却された場合、再発送の送料は甲の負担となります。なお、物件の発送先は、登録住所に限りです。
- 2) 甲が乙からの引渡しを受けた場合、物件は甲に引渡されたものとします。
- 3) 甲が乙に対して、物件の引渡しを受けた後 48 時間以内に物件の性能の欠陥につき書面による通知をしなかった場合、物件は通常の性能を備えた状態で甲に引渡されたものとします。
- 4) 受け取らない場合、再出荷は着払いとし、送料は負担いただきます。また、返還された日から 5 営業日以内に連絡なく再出荷の依頼がなければ自動的に契約解除がなされます。

第 6 条 (担保責任)

乙は甲に対して、引渡し時において物件が正常な性能を備えていることのみを担保し、甲の使用目的への適合性については担保しません。

第 7 条 (担保責任の範囲)

- 1) 契約期間中、甲の責によらない事由により生じた性能の欠陥により物件が正常に作動しない場合は、乙は物件を速やかに交換し、又は速やかに修理します。
- 2) 前項において、甲乙いずれの責任が明白でない場合、契約期間中に甲は文章をもって乙に届け出、両者合意の結果以外の苦情、申し入れ等を乙は受け付けません。
- 3) 乙は前項に定める以外の責任を負いません。

第 8 条 (物件の使用、保管)

- 1) 甲は物件を善良な管理者の注意をもって契約期間中保管し、これらに要する消耗品及び費用を負担します。ただし、電解水生成器及び風呂用浄水器の浄水フィルターはこの限りではなく、契約期間中に限り、所定の個数 (概要書面【第一章の 3 取次店特典について (P3)】参照) を乙が負担します。甲は物件をその本来の使用目的以外に使用してはいけません。
- 2) 甲は乙の書面による承諾を得ないで物件の譲渡及び改造をしてはいけません。また甲は物件を分解、修理、調整したり、貼付された乙の所有権を明示する標識、調整済みの標識等を除去し、汚染してはいけません。甲の管理責任の下でデモ機・展示用、第三者へ再契約する場合も同様です。
- 3) 乙又は乙の代理人は、いつでも物件を点検できます。

第 9 条 (物件の使用管理義務違反)

物件が甲の責による事由に基づき滅失、損傷した場合、又は甲が乙の物件に対する所有権を侵害した場合は、甲は乙に対して、滅失した物件の再購入代金、損傷した物件の修理代金又は所有権の侵害によって乙が被った一切の損害額を弁済するものとします。

第 10 条 (物件の保険)

- 1) 乙は、物件に動産総合保険を付保するものとします。
- 2) 物件に保険事故が生じた場合には、甲は直ちにその旨を乙に通知するとともに、乙の保険金受領手続きに協力します。
- 3) 甲が前項の義務を履行し、乙が保険金を受領した場合、乙は甲に対し第 9 条の賠償義務について、受取保険の限度でその義務を免除します。但し甲が前項の通知義務、協力義務を怠り、又は物件の滅失損壊について故意または重過失がある場合は、この限りではありません。

第 11 条 (契約期間の延長)

- 1) 契約期間が満了時において、甲または乙のいずれか一方より何らの申し出がないときは、同一条件で契約を更新します。
- 2) 前項により延長された期間をさらに延長するときも前項の規定によるものとし、以降も同じとします。

第 12 条 (契約の成立)

甲が乙に取次店登録申請を行い、乙がこれを承諾した時をもって、契約は成立したものとします。

第 13 条 (履行遅滞等)

- 1) 甲が次の各号の 1 つに該当するときは、原則として乙は甲に対して通知又は催告をしないで契約を解除し物件の返還を請求することができます。
 - 一、月額料金の支払いを 1 回でも遅滞したとき。
 - 二、約款及び取次店規約の条項の 1 つにでも違反したとき。
 - 三、仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立、公租公課滞納処分等を受け、または民事再生、破産、会社更生等の申立があったとき。
 - 四、手形又は小切手を不渡りにしたとき。
 - 五、営業の廃止、解散の決議をし、又は業務停止の処分を受けたとき。
 - 六、乙が甲の代表者と連絡がとれなくなったとき、又は甲が死亡したとき。
 - 七、甲が住所を日本国外に移転しようとしたとき。
- 2) 前項に基づき乙が物件の引取りを行なう場合、乙又は乙の正当な代理人は、いつでも物件の所在する場所に立入り、これを搬出し、引取ることができます。
- 3) 第 1 項各号の事由が生じた場合、乙は通知又は催告をしないで契約期間を短縮し、甲に対し、第 3 条第 2 項に定める解約手数料の支払を請求することができます。

- 4) 乙によって前 2 項の処置がとられた場合でも、契約に基づくその他の甲の義務は何ら免除されません。
- 5) 契約に基づく甲の義務の不履行に関する一切費用は、甲の負担とします。
- 6) 月額料金の遅滞が 6 ヶ月分に達したときは理由の如何に関わらず通知又は催告をしないで直ちに契約を解除できるものとします。解除後も甲には物件の返却義務があり、乙は甲に対し、物件返却日までの月額料金相当額または、36 ヶ月分の月額料金から既払い額を除いた金額の損害賠償を請求できます。※ただし、クーリング・オフや中途解約（90 日ルール）の適用条件に該当する場合は、そちらの規定を優先とします。
- 7) 物件返却時点で月額料金に未納分がある場合、物件返却月内に未納分に再請求手数料を合算して一括精算を原則とします。乙の指定する口座に銀行振込またはクレジットカードにてお支払いください（振込手数料は甲の負担とします）。月内に入金の確認ができない場合、乙は甲に対し、契約期間（契約開始から物件返却までの期間）の月額料金から既払い額を差し引いた金額に値する損害賠償を求めることができます。ただし、特別な事情があるときは、乙は甲と協議し、その事情を参酌するものとします。

第 14 条 (遅延利息)

甲が契約に基づく債務の履行を遅滞したとき、甲は乙に、支払うべき金額に対し、支払済に至るまで年率 14.6 パーセントの割合による遅延利息を支払います。

第 15 条 (物件の返還遅延の損害金)

甲が乙に対して物件の返還をなすべき場合、その返還を遅延したときは、遅延期間 1 ヶ月あたりの損害金は、月額料金に相当する金額とします。なお遅延期間が 1 ヶ月以内の場合にもその端数を切り上げ 1 ヶ月とみなし、日割計算は行ないません。

第 16 条 (物件の国外使用)

甲は、物件を日本国内においてのみ使用するものとします。

第 17 条 (ソフトウェアの複製等の禁止)

甲は物件の一部を構成するソフトウェアがある場合、それらソフトウェアに関して次の行為を行うことはできません。

- 1) 有償、無償に関わらずソフトウェアを第三者へ譲渡し、又は使用権設定を行うこと。
- 2) ソフトウェアを複製すること。
- 3) ソフトウェアを変更し、又は改作すること。

第 18 条 (情報)

甲により乙に返還された物件の内部に記録されているいかなる情報についても、甲は乙に対し、返還、修復、削除、賠償等の請求をしません。

第 19 条 (通知・報告義務)

- 1) 甲に第 13 条 1 項各号の事由が発生したとき、又は甲の住所、商号、代表者に変更があるときは、甲は直ちにその旨を乙に書面で通知します。
- 2) 乙から要求のあったときは、甲はいつでもその物件の設置保管、使用の状況について乙に報告します。

第 20 条 (合意管轄)

契約について訴訟の必要が生じたときは、新潟地方裁判所を管轄裁判所とします。

第 21 条 (特記事項)

- 1) 甲は乙または乙の代理店、取次店から、乙所定の月額料金の説明を受け、取次店登録申請及び重要事項確認書の署名欄への署名またはオンライン申請時の重要事項へのチェック入力をもって承したものとします。
- 2) 約款の各条項に定めていない事項又は約款の各条項と異なる取決については、その都度、乙が定めるところによります。

第 22 条 (約款の変更)

- 1) 乙は以下の場合に、乙の裁量により、約款を変更することができます。
 - (1) 約款の変更が、甲の一般の利益に適合する場合
 - (2) 約款の変更が、利用契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合。
- 2) 乙は前項による約款の変更にあたり、変更後の約款の効力発生日の前に相当な期間をもって、約款を変更する旨及び変更後の約款の内容とその効力発生日を乙のウェブサイトに掲示し、または乙が必要と判断した会員に対し、電子メール等乙が適当と考える手段で通知します。
- 3) 乙が甲に前項の方法をもって変更後の約款の内容を通知し、変更後の約款の効力発生日以降に、甲が本サービスを利用した場合（月額料金のお支払い）、甲は約款の変更に同意したものとみなします。

2025 年 10 月 1 日 改訂

第四章 プランビー取次店規約

第 1 条【取次店】

プランビー取次店（以下「取次店」という）とは、株式会社プランビー（以下「プランビー」という）が定める申し込み手続きを経て登録し、プランビーの取り扱う販促用デモ機・サービスの取次及びそれらに関する各種サービス或いは報酬（取次店報酬）を受ける資格を有する個人または法人をいいます。

第 2 条【取次店登録方法】

1. 取次店登録には他の取次店からの紹介が必要です。
2. プランビーに取次店登録申請及び必要書類を提出し、承認を受けます。
3. プランビーの定める商品購入もしくはレンタル契約等のいずれかの契約が必要です。
4. 法人が登録する場合は代表取締役が登録し、代表取締役個人の本人確認書類が必要になります。
5. 登録申請の手続きは、プランビー指定の方法以外は受け付けません。
6. 取次店登録申請書の契約者本人控は大切に保管してください。また、契約時にご提出いただきました「取次店登録申請書」やその他書面、本人確認書類の写し等は解約等の理由の如何に関わらずご返却はできません。オンライン登録申請の場合、重要事項確認書が添付された申請完了メールを必ず保存してください。

第 3 条【取次店登録資格】

1. 取次店登録申請は本取次店規約及び法を遵守することの出来る良識ある満 20 歳以上の方（学生は除く）に限ります。
2. 取次店登録申請は日本国内に住民登録されている方に限ります。
3. その他の登録資格については、プランビーにおいて定めるところによります。
4. 取次店は、第三者に自身の取次店権を譲渡、販売することは出来ません。ただし、プランビーが認めた場合はこの限りではありません。

第 4 条【登録できない方】

下記に該当する方はいかなる場合においてもプランビー取次店登録及びカスタマー登録は出来ません。

1. 未成年者及び満 20 歳以上であっても学生の方。
2. 破産者・成年被後見人・被保佐人及び法律行為の出来ない方。
3. 暴力団及びその関係者・前科を有する方、ならびにこれらの者が役員として在籍する法人。
4. 社会問題を引き起こしている企業・機関・組合・団体等に所属している幹部及び関係者。
5. a) 過去にプランビーの取次店登録またはカスタマー登録をクーリング・オフまたは中途解約された方およびその第二親等までの方。
b) 第二親等内に契約中の取次店またはカスタマー（ビープレzzo、電力需要家を除く）の方がおり、その方以外からの紹介で他系列に登録しようとしている方。
6. プランビーより取次店として不適格者と判断され取次店資格を取り消された方。
7. 健全なリクルート活動及びサービス事業を営む上で、プランビーが不適格者と認めた方。
8. 取次店活動において、特定商取引法・薬機法・医師法等の関連法規に違反した事実が認められた方。
9. 第 2 条の取次店登録以外の方法でプランビーの製品を購入した方。
10. プランビーの社員及び他の取次店に対して暴言、暴力等をおよぼし、協調のとれない方。
11. その他、前各項に準じるとプランビーにおいて認められた方。

第5条【取次店資格の取り消しと喪失】

取次店登録後であっても下記並びに、第4条の各項のいずれかの該当者であることが判明した場合及び取次店登録後に第4条各項のいずれかに該当した場合は、取次店資格の取り消しを行うことがあります。

1. 取次店申請時に虚偽の記載が発覚した場合。
2. 取次店規約第9条の各項いずれかに該当した場合。
3. 取次店が特定商取引法等の関連法規に違反した場合。
4. プランビー及び他の取次店の名誉を著しく毀損した場合。
5. 当該取次店が死亡した場合。ただし本人死亡後30日以内に本人の親族から申し出があった場合、所定の手続きにより法定相続人に限り名義の変更を認めます。
6. 製品を受領せず、返還されてから5営業日以内に連絡なく再出荷の連絡がない場合。

第6条【退会及びクーリング・オフ】

1. 取次店は解約届を提出することにより、いつでも解約して退会することができます。20日間のクーリング・オフ、次項の中途解約及び特定商取引法等に基づく契約の解除を除いては、プランビーから購入製品代金等の返還は出来ません。
2. 取次店登録後1年以内である場合で、製品の引渡しを受けてから90日を経過していない場合には、退会の上、未使用の製品を返品することができます。既に受け取っている報酬並びに既払い額の10%の解約手数料を差し引いて返金します。但し、製品を再販売していたり、使用または消費した場合、自らの責任で製品を滅失または毀損した場合を除きます。
3. 特定商取引法に基づくクーリング・オフ制度及び中途解約（返品ルール）を概要書面と契約書面で確認しなくてはなりません。また、取次店の禁止行為及び不実告知、重要事項の故意の不告知は契約の取り消しになることがあります。
4. クーリング・オフは、無店舗、個人登録のみが対象となり、法人登録は対象外です。
5. 無店舗、個人登録であっても、BC（ペースセンター）登録は、クーリング・オフ対象外です。

第7条【登録料及び会費】

取次店登録にかかる費用（特定負担）は製品の種類や契約プラン及び支払い方法により定めます。年会費はありません。

第8条【届出事項の変更】

1. 取次店が、プランビーに届け出た取次店登録申請の内容に変更があった場合は、直ちに登録内容変更届を提出し、手続きする義務があります。変更に伴う費用はかかりませんが、電話や口頭での受付はいたしません。●登録内容変更フォーム（裏表紙QRコードリスト⑤）
2. 前項の変更届が提出されていない場合、規定の手続きが保留されます。
3. 変更届未提出により発生した再振込手数料や再発送に伴う送料はご負担いただきます。

第9条【禁止事項】

以下の事項に該当する行為を禁止します。

1. プランビーが扱う製品について、法律で定められた範囲外の効果効能を謳うこと。
2. プランビーの許可無くプランビーが関係する協会、団体、企業またはその関係者に連絡及び訪問すること。
3. プランビーの許可無く会社名・ロゴマーク・意匠・商標・商号等を使用し、独自広告、宣伝、ウェブサイトの開設及び印刷物の製作、展示会等への出展、会社名や製品名等含んだインターネットドメイン名を取得及び使用すること。
4. プランビーの許可無くプランビーまたは他社の著作物である印刷物、文献、VTR、写真等の複写・複製の製作及びその使用、または販売とそれを流布する行為。
5. プランビー事業に伴う特許権・使用权・販売権・著作権等を侵害する行為、またはこれに関与する行為。
6. プランビーまたは取次店主催のセミナーにおいて、プランビーの許可無く録画または録音する行為。
7. 同業他社及び他の取次店またはプランビーの誹謗中傷。
8. リクルート活動において、虚偽または不実の内容を伝えること。
9. リクルート活動において、深夜及び早朝等の非常識な時間帯の訪問をすること、並びに威迫または脅迫的言辞を用いること。
10. 第4条に該当する方をリクルートすること。
11. インターネット上のコミュニティサイト（フェイスブック、ツイッター等のSNS等）や独自に作成したウェブサイトでのリクルート活動。
12. 契約者名義の貸し借り。
13. 登録後の紹介者変更や系列の変更。但し、プランビーが認めた場合はこの限りではありません。
14. 別系列での重複登録。
15. 他系列、スポンサー以外のアップライン、L1（直紹介）以外のダウンライン、取次店活動を通じて知己を得た者をプランビービジネス以外の目的（販売・紹介・活動等）に利用したり、プランビー以外のビジネス（MLMに限定せず代理店ビジネスや投資等を含む全てのビジネスを指します）に勧誘やリクルートすること及び類似行為。
16. 取次店同士での金銭の貸し借り。または消費者金融からの借入の教唆等、不正な行為を促すこと。
17. プランビーが発行する書面の内容を改ざんすること。
18. プランビーのビジネス活動を利用して、プランビーから支給される報酬以外に、名目を問わず不当な利益を相手方より得ること。
19. 契約に基づく債務、またはその解除によって生じる債務の全部または一部の履行を拒否し、または不当に遅延させること。
20. 組織図・配置図に記載された本人以外の個人情報、第三者に漏洩すること（退会後であっても同様とする）。
21. 法令・本規約及び約款の違反、その他公序良俗に反する行為。
22. プランビーの発展、他の取次店活動を妨げる行為。

第10条【自己責任の原則】

1. 取次店は独立した事業者であり、プランビーと雇用関係には無く、プランビーの代表者、社員、代理人ではありません。
2. 取次店の違法行為、本規約違反により生じた不利益な事態は、当該取次店がその責任の全てを負わなければなりません。
3. プランビーは、プランビーの事業目的以外で発生した取次店の損害全てに対し、いかなる責任をも負わないものとし、一切の損害を賠償する義務は無いものとします。
4. 取次店活動の際、第三者に対して損害を与えた場合、当該取次店は自己の責任と費用をもって解決し、プランビーに対して一切の損害を与えないものとします。
5. プランビーは、再販商品の瑕疵担保責任を負いません。

第11条【取次店の責務】

取次店として、傘下の取次店及びカスタマーに対して次のように責務を果たさなければなりません。

1. 傘下の取次店全体に対してトレーニング・指導・激励等を行う義務があります。また、傘下の取次店と接触を密に保ち、質問等に常に対応できるようにしていなければなりません。
2. 傘下の取次店及びカスタマーの月額料金の支払い等の債務が不履行となった場合、プランビーからの入金勧奨の要請、レンタル機器の回収の要請等に協力する義務があります。
3. 傘下の取次店がレンタル契約・取次店契約の内容・条件並びに法律・政令・規約及び条例を適切に理解し、それらを確実に遵守するように最大限の努力を払う義務があります。
4. 傘下の取次店間で論争・紛争が生じた場合にそれに適宜介入し、速やかにかつ友好的に解決するように努力する義務があります。
5. 取次店はプランビーからの電子メール・電話・郵便等による連絡に速やかに対応する義務があります。
6. 月額報酬12万円以上（日締めを含む）または年間50万円以上発生する取次店は、プランビーから指定された方法によってマイナンバーを提出する義務があります。

第12条【取次店報酬の計算方法と支払い】

1. 取次店報酬或いはボーナスとは、取次店が得ることができる特定利益で、報酬のことを指します。
2. 取次店報酬の計算方法と支払い基準対象は、プランビーが発行する最新の概要書面に準じます。また、報酬プランはプランビーの判断によって変更することがあります。プランビーのウェブサイト及び電子メール或いは書面、会報誌等を通じて、変更内容と時期を事前に告知し、取次店が異議を述べずに、次の取引を行ったら承認したとみなします。

3. 取次店報酬は登録された銀行口座への振り込みによって行います。報酬振込口座情報に変更があった場合、「登録内容変更届」を速やかに届出ください。登録口座の申告ミスまたは更新の届出がされず、振込できなかった場合、組戻し手数料及び再振込手数料を差し引いて再振込します。
●登録内容変更フォーム（裏表紙 QR コードリスト⑤）
4. 月額報酬 12 万円以上（日締め含む）の個人事業主である取次店は、税法による源泉税を差し引いて振り込みます。なお、プランビーでは税込で判断します。
5. 取次店報酬の振込金額（総支給金額から手数料として 660 円を控除した額）が 5,000 円に達するまでは翌月以降に繰り越します。繰越金は買取や退会により取次店資格を喪失した時点で消滅します。
6. 報酬振込口座は、登録名義と同一名義の口座に限られます。法人名義で取次店登録し、代表者等の個人口座を報酬振込口座に指定することはできません。
7. 年間報酬 50 万円以上の取次店には支払調書を送付します。（ただし、法人を除く。）年間報酬 50 万円以下で支払調書を希望される場合は、お申し出いただいた場合に限り送付します。支払調書の再発行、支払明細書の発行には手数料 1,100 円が発生し、取次店報酬から差し引いて精算、またはお振り込みにてお支払いいただきます。
8. 適格請求書発行事業者登録番号（所謂インボイス登録番号）を当社に通知した取次店には、報酬を税込金額でお支払いします。それ以外の取次店には、消費税相当額を除いた金額（税抜金額）で報酬をお支払いします。なお、取次店はインボイス登録番号を「インボイス登録番号通知フォーム（裏表紙 QR コードリスト⑥）」からプランビーに通知してください。
日次報酬はインボイス登録番号の通知日の翌営業日以降に発生した報酬から、月次報酬は通知日を含む月の集計分から、上記の取扱いを適用します。
9. 当月の月次報酬明細はマイプランビーにて表示および登録メールアドレス宛にメールにて送信します。日次報酬明細は登録メールアドレス宛にメールにて送信します。送信後 10 日以内に連絡がない場合、確認済みとします。
なお、書面による発行には手数料 1,100 円が発生し、取次店報酬から差し引いて精算、またはお振り込みにてお支払いいただきます。

第 13 条【取次店報酬支払いの停止と返還】

以下に該当する場合、取次店報酬の支払いはされず、また既に支払済みの場合は速やかにプランビーに返還しなければなりません。

1. 各種契約による各種代金、その他の責務について期日までに入金及び履行されない場合。
2. クーリング・オフ、中途解約及び契約の解除が発生した場合。
3. 第 11 条各項の取次店の責務を果たしていないとプランビーが判断した場合。
4. 取次店規約に違反した場合。

第 14 条【遅延利息】

取次店が、料金その他の責務について支払期日を経過して支払いが無い場合は、支払期日の翌日から起算して支払日の前日までの日数について、年 14.6% の割合で計算した額を遅延利息として支払っていただきます。

第 15 条【組織図・配置図】

以下の項は取次店退会後も拘束されます。

1. 組織図・配置図は取次店 ID、氏名、都道府県名等が記載された情報であり、プランビーの機密情報です。この情報を他に漏洩することは、プランビーのみならず、他の取次店の迷惑にもなる可能性があることを認識しなければなりません。
2. 組織図・配置図はプランビーが作成したものであり、その一切の権利（所有権、知的財産権、著作権）はプランビーにあります。

第 16 条【不可抗力免責】

天災地変、戦争、暴動、内乱、その他の不可抗力、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、抗争行為、輸送機関・通信回線または保管中の事故、その他プランビーの責に帰することができない事由による債務不履行については、プランビーは責任を負いません。

第 17 条【管轄裁判所】

プランビーと取次店との間で生じた紛争は、双方ともに早期円満に解決することにつとめますが、万一訴訟となった場合は新潟地方裁判所及び長岡簡易裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 18 条【準拠法】

プランビーと取次店との諸契約に関する準拠法は、全て日本の法律が適用されるものとします。

第 19 条【規定外事項】

本規約に定めなき事項は、プランビーと取次店とが誠意を持って協議し処理することとします。

第 20 条【規約の改正】

本規約は、社会情勢の変化や法律の改正等により、取次店の上承を得ずに変更することがあり、これを了承していただきます。規約が変更された後も取次店であり続けることにより、取次店の変更を受け入れ、承認したものとします。なお、本規約の最新版はプランビー公式ウェブサイトに掲載し、これを優先します。●本規約の最新版（裏表紙 QR コードリスト⑦）

割賦販売法に基づく抗弁権の接続について

商品を割賦支払いにより購入した消費者は、割賦購入斡旋業者から割賦による代金支払いの請求を受けたときに、当該指定商品もしくは当該指定権利の販売につき、それを販売した業者に対して生じている事由を以て当該支払いの請求をする割賦斡旋業者に対抗することができます。本項は特定商取引法及び同法施行規則により記載するものです。

個人情報について

プランビーは、個人情報の適切な保護と利用を図るため、プランビーの業務に関連する法令および個人情報保護委員会制定の「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に準拠し、遵守することはもちろんのこと、全従業員が理解し、個人情報保護に取り組みます。

1. プランビーは、個人情報の適切な保護と利用を図るため、プランビーの業務に関連する法令及びその他の規範を遵守いたします。
2. 会員の個人情報をプランビーが提携する企業等に提供する場合、会員の同意に基づき行います。また、会員の個人情報を提供する場合、及び会員の個人情報を含む業務の処理を外部の企業（プランビー取次店は含みません）等に委託する場合は、その相手方において適切で確実な保護措置が講じられていることを確認した上で行います。
3. 会員の個人情報については、正確かつ最新の状態で管理するように努めます。プランビーは、会員の個人情報を適切に管理するため、不正なアクセスや個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等に対する予防措置並びに安全対策を講じます。
4. プランビーが保有する会員の個人情報について、会員本人が開示を希望される場合は、プランビーが規定する一定の条件を満たすことによって、定められた範囲内で開示いたします。また、その情報に誤りがあった場合は、速やかに訂正いたします。なお、購入履歴や支払い状況等、プランビーが必要と判断した事項を上位者に開示することがあります。
5. 個人データの共同利用及び第三者への提供については、プランビーのウェブサイト「個人情報保護方針」において定めます。
●個人情報保護方針（裏表紙 QR コードリスト⑧）
6. プランビーは、「個人情報保護計画（コンプライアンス・プログラム）」を策定し実践いたします。またプランビーは、この個人情報保護計画を継続的に改善してまいります。

プランビーの商品を購入およびレンタル契約し、取次店として登録する方は、プランビーが規定している個人情報に関する取り扱いに関しまして同意していただくことになります。

2025 年 10 月 1 日 改訂

特例登録について

L1 の取次店（特例登録を除く）と同時登録の場合に限り特例措置による取次店登録を認めます。

特例登録についての条件などはウェブサイトをご確認ください。 ●特例登録について（裏表紙 QR コードリスト⑨）

取次店価格表

プラン名	商品名	摘要	税込価格
エントリープラン	ビーファイン RS	初期費用	126,500 円
		月額料金	11,000 円
ベーシックプラン	ビーファイン R3 バビー	初期費用	137,500 円
		月額料金	11,000 円
プレミアムプラン	ビーファイン R4 バビー	初期費用	165,000 円
		月額料金	11,000 円
スーパープレミアムプラン	ビーファイン R Zia	初期費用	214,500 円
		月額料金	19,800 円
エントリープラン（一括オプション）	ビーファイン RS	初期費用	509,300 円
		月額料金	36 ヶ月目まで 0 円 37 ヶ月目以降 11,000 円
ベーシックプラン（一括オプション）	ビーファイン R3 バビー	初期費用	520,300 円
		月額料金	36 ヶ月目まで 0 円 37 ヶ月目以降 11,000 円
プレミアムプラン（一括オプション）	ビーファイン R4 バビー	初期費用	547,800 円
		月額料金	36 ヶ月目まで 0 円 37 ヶ月目以降 11,000 円
スーパープレミアムプラン（一括オプション）	ビーファイン R Zia	初期費用	880,000 円
		月額料金	36 ヶ月目まで 0 円 37 ヶ月目以降 19,800 円

※取次店の月額料金には取次店システム利用料・販売用デモ機レンタル料を含みます。

カスタマープラン別価格表

プラン及び商品名	商品名	摘要	税込価格
エントリープラン	ビーファイン RS	初期費用	16,500 円
		月額料金	11,000 円
ベーシックプラン	ビーファイン R3 バビー	初期費用	27,500 円
		月額料金	11,000 円
プレミアムプラン	ビーファイン R4 バビー	初期費用	55,000 円
		月額料金	11,000 円
スーパープレミアムプラン	ビーファイン R Zia	初期費用	104,500 円
		月額料金	19,800 円
エントリープラン（一括オプション）	ビーファイン RS	初期費用	360,800 円
		月額料金	36 ヶ月目まで 0 円 37 ヶ月目以降 11,000 円
ベーシックプラン（一括オプション）	ビーファイン R3 バビー	初期費用	371,800 円
		月額料金	36 ヶ月目まで 0 円 37 ヶ月目以降 11,000 円
プレミアムプラン（一括オプション）	ビーファイン R4 バビー	初期費用	382,800 円
		月額料金	36 ヶ月目まで 0 円 37 ヶ月目以降 11,000 円
スーパープレミアムプラン（一括オプション）	ビーファイン R Zia	初期費用	676,500 円
		月額料金	36 ヶ月目まで 0 円 37 ヶ月目以降 19,800 円
アスティオン	アスティオン	初期費用	13,156 円
		月額料金	6,578 円
アスティオン（一括オプション）	アスティオン	初期費用	195,800 円
		月額料金	36 ヶ月目まで 0 円 37 ヶ月目以降 6,578 円
ビープレッソ（購入商品）	アヴァンツアート ピアザ	販売価格	19,582 円
		販売価格	52,250 円
ビープレッソカプセル ※軽減税率適用商品（8%）	10 個	スポット購入価格	950 円
		おトク定期便価格	777 円
	60 個	スポット購入価格	5,702 円
		おトク定期便価格	4,665 円
	100 個	スポット購入価格	9,504 円
		おトク定期便価格	7,560 円
	200 個	スポット購入価格	19,008 円
		おトク定期便価格	14,688 円
プランビーエナジーの各電力プラン	プランの詳細は別冊プランビーエナジー約款およびプランビーエナジー料金表 またはプランビーエナジーウェブサイトをご確認ください。		

※カスタマーのエントリー・ベーシック・プレミアム・スーパープレミアムプランの各プラン（一括オプション除く）では、レンタル 36 ヶ月経過時に初期費用を返金します。36 ヶ月未満で解約された場合、返金はありません。

※一部カスタマーは、所定の手続きと手数料を支払うことにより、取次店にアップグレードできます（P2 参照）

※最新のビープレッソ価格はビープレッソストア（裏表紙 QR コードリスト⑩）をご覧ください。上の表と差異がある場合はビープレッソストアを優先します。

重要事項確認書

取次店

下記重要事項について説明を受け、了承・同意される場合、□に✓を記入のうえ、ご署名をお願いします。
本用紙を写真で撮り、書類送信フォームにて送信または切り取ってFAXお送りください。原本は申請者ご自身で保管してください。

☐	概要書面の内容を確認し、オンライン申請でない場合、記入した取次店登録申請書の控え（黄色）を受け取りました。
☐	強引・無理矢理な勧誘はなく、商品や契約内容を理解できる説明を受けました。 また、何も活動せずに収入が得られるビジネスではないことを理解しました。
☐	初期費用は取次店登録費用で、返金されないことを理解しました。（法定解約時を除きます）
☐	商品および契約書面が届いた日から20日を経過するまでは、書面または電磁的記録（電子メール等）により、無条件で契約の解除を行うことができるクーリング・オフについて説明を受けました。（法人及びBC登録は対象外です） 登録完了通知書と契約書面はご契約後に発行し、郵送または商品同梱にてお届けします。
☐	スーパープレミアム・プレミアムプランの機器は新品、エントリープラン・ベーシックプランの機器は整備品（中古再生品）であることを理解しています。気になる方はスーパープレミアムプラン・プレミアムプランでの契約をおすすめします。
☐	最低契約期間である1年以内に解約する場合、解約手数料（税込10,450円）を支払うことに同意しました。 一度クーリング・オフまたは解約（買取による解約を除く）された方およびその第二親等までのご家族名義による再契約は恒久的にできません。（新たに一括オプションによる契約は申請ができます）
☐	支払日は毎月20日（口座振替払いのみ金融機関休業日の場合は翌営業日）です。支払月の末日を過ぎた場合、再請求手数料（税込880円）が発生し、報酬から相殺または銀行振込・クレジットカードにて精算することに同意しました。 翌月以降の支払いになった場合、売上ポイント（PRV）は発生しません。再請求手数料は、月額料金に合算請求させていただく場合があります。
☐	36ヶ月経過後は、いつでも買取できますが、所定の買取申請が必要です。 申請するまで同一条件でレンタル自動継続となることに同意しました。
☐	60ヶ月経過後は、いつでも交換プログラム（同等の販促用デモ機を新品に交換または他契約プランへ変更）を利用できますが、所定の申請が必要です。申請をするまで同一条件でレンタル自動継続となることに同意しました。 月額料金のお支払いが翌月以降になった場合、PRVが発生せず遅延回数にカウントされます。遅延回数が累積5回以上になると、交換プログラムが受けられなくなります。プラン及び機種の変更は、交換プログラムのお手続き以外で承ることができません。
☐	販促用デモ機の特典についての説明を受け理解しました。 詳細は概要書面をご確認ください。月額料金に未払いがある場合、全ての販促用デモ機の特典が受けられません。
☐	還元水素水の効果・効能が認められているのは、「胃腸症状の改善効果」のみです。 汲みだての還元水素水を飲用し続けることで効果が期待できますが、個人差があり、効果を保証するものではありません。 勧誘時、他の病気が治るなどのことは発言しないようにしてください。
☐	水分摂取やミネラル摂取を制限されている方に還元水素水の飲用をお勧めする場合 還元水素水は水道水に比べてカリウムやカルシウム等のミネラルが多く含まれますが、バナナやアボカドに比べると少量です。 ご心配の場合は、かかりつけの医師にご相談されることをおすすめしてください。詳細は右のQRコードからご確認ください。
☐	適格請求書発行事業者登録番号（所謂インボイス登録番号）を当社に通知した取次店には、報酬を税込金額でお支払いします。それ以外の取次店には、消費税相当額を除いた金額（税抜金額）で報酬をお支払いします。
☐	報酬プラン及び取次店規約の変更は、会社のウェブサイト（プランビーアップデート）及び電子メールを通じて、変更内容と時期を事前に告知し、取次店が異議を述べずに次の取引を行ったら承認したとみなすことに同意しました。
☐	当社の個人情報保護方針を理解し、同意しました。 当社の個人情報保護についてはQRコードからご確認ください。
クレジットカード払い 限定	クレジットカード情報の登録方法を下記どちらかご選択ください。 ※デビットカードはご利用いただけません。 ☐ 申請時に一部記入、一部電話で確認（クレジットカード情報欄にご記入ください） ☐ メールリンク（WEB）登録（メールで専用フォームを送信します。申請書にメールアドレスを必ずご記入ください） 初期費用を分割でお支払いいただいた際の分割手数料は契約者負担となります。（カード会社の契約に準じます）

上記、全て同意しました。 年 月 日 署名

希望契約月

月

書類の不備やご入金が遅れた場合はご希望に添えません。

紹介取次店 氏名

本人確認の希望連絡先と日時

本人確認の際は確認内容の保全とサービス向上のため録音させていただきます。あらかじめご了承ください。

☐ 携帯電話

☐ 自宅

☐ 勤務先

（ご指定のない場合は携帯電話→自宅→勤務先の優先順位とします）

月 日

時 分

時 分

（平日10時～17時の間でご指定ください）

☐ いつでも可（なるべく早く）

本人確認の際は申込書類とクレジットカードをお手元にご用意ください。確認のお電話は、ご指定いただいた時間帯・連絡先を優先いたしますが、ご連絡がつかない場合は、それ以外の時間帯・連絡先にお電話を差し上げる場合もございます。

●今後会社から連絡がある場合の希望日時（平日10時～17時）

☐ 上記と同じ時間帯

☐ 別途指定する（

時 分

～

時 分頃）

☐ その他

初期費用

金額（税込）

円

☐ 月 日に

振込済み

☐ カード決済

振込予定

振込先

☐ 三菱UFJ銀行

新潟支店 普通 0901194 カ) プランビー

☐ ゆうちょ銀行

記号 00520-4 番号 85619

〇五九店 当座 0085619 カ) プランビー

初期費用を銀行払いでお振込される場合、本人確認の電話後10日以内にご入金ください。

QR コードリスト

① 分岐柱見積もり依頼フォーム



② プランビーストア



③ プランビーケア



④ PRV リスト



⑤ 登録内容変更フォーム



⑥ インボイス登録番号通知フォーム



⑦ 取次店規約



⑧ 個人情報保護方針



⑨ 特例登録について



⑩ お手続き一覧



⑪ ビープレッソストア



オンライン登録の STEP1



プランビーアプリ



QR コードを読み取れないまたはパソコンの場合
下記 URL へアクセスをお願いします。
<https://planbee.co.jp/qrcodelist>

契約内容、商材に関するお問い合わせはこちらまで

消費者相談窓口 ☎ 050-1746-7757 (平日 10 ~ 17 時)

✉ info@planbee.co.jp

株式会社 **プランビー**

LINE 取次店専用サポート LINE ▶

